

掛川市規則第 18 号

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 3 年 7 月 2 日

掛川市長

(別紙)

掛川市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市国民健康保険条例施行規則（平成17年掛川市規則第87号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し及び第3条の見出し中「申請」を「支給」に改める。

第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（高額療養費の支給申請の特例）

第5条 高額療養費を世帯主が指定する金融機関の口座に振り込む場合において、次に掲げる事項に変更がないときは、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第27条の16の規定にかかわらず、初回申請の翌月以降に発生する高額療養費の支給申請を省略することができる。ただし、当該世帯主に国民健康保険税の滞納があるときを除く。

(1) 被保険者番号

(2) 世帯主の氏名及び個人番号

(3) 世帯主が指定する金融機関の口座情報

2 市長は、前項の規定により高額療養費の支給申請が省略された場合において、次の各号のいずれにも該当しないときは、省令第27条の16の規定による高額療養費支給申請書の提出があつたものとみなして、高額療養費を支給するものとする。

(1) 世帯主が指定する金融機関の口座に振り込むことができないとき。

(2) 世帯主に国民健康保険税の滞納があることが新たに判明したとき。

(3) 偽りその他不正な手段により高額療養費の支給を受けたとき。

附則に次の1項を加える。

3 東日本大震災その他の大規模災害により被災した被保険者に係る一部負担金の減免（特別調整交付金その他の国庫負担金が交付されるものに限る。）における第4条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1項	一部負担金（入院療養に係る一部負担金に限る。以下同じ。）	一部負担金
第2項	入院療養一部負担金減免（徴収猶予）申請書（様式第3号）	市長が別に定める一部負担金減免申請書
第3項	入院療養一部負担金減免（徴収猶予）証明書（様式第4号）	市長が別に定める一部負担金減免証明書
第6項	入院療養一部負担金減免（徴収猶予）取消通知書（様式第5号）	市長が別に定める一部負担金減免取消通知書

附 則

この規則は、公布の日から施行する。